

猿投棒の手ふれあい広場・豊田市棒の手会館 指定管理者制度 公募に関するQ&A

生涯活躍部 文化財課

	資料名	質問箇所	質問	回答
1	募集要項	P13 別添資料「収支計画見積注意事項」2 収入計画について	令和6年4月から市外利用者の料金が2倍になるとありますが、施設側から利用者に対しての確認を行う際の厳密な規定はありますか。	本人確認については、市内・市外に関わらず身分証等を確認する必要があります。猿投棒の手ふれあい広場条例第6条第2項「施設の管理上必要があると認めるとき」を適用し、運転免許証、マイナンバーカード、学生証などの住所地のわかるもので確認を行います。 ただし、公共施設予約システム導入における市外料金の適用については、アカウント登録住所により、システムで自動判定されるため、利用ごとに施設側での確認は不要です（アカウント登録住所が変更された場合は身分証等の確認が必要です）。

	資料名	質問箇所	質問	回答
2	募集要項	P7 9 選定審査に関する事項（2）選定審査の日程「プレゼンテーション」	審査には、当該施設に係る統括責任者(又はそれに準ずる者)及び施設の管理責任者等の出席を求める予定である。とありますが、統括責任者、施設の管理責任者2名の出席は必須でしょうか。	出席者については2名としますが、必ずしも統括責任者、管理責任者である必要はありません。 業務や施設管理に関する内容について、市からの質問等に責任をもって回答できる方の出席を求めます。

	資料名	質問箇所	質問	回答
3	猿投棒の手ふれあい広場・豊田市棒の手会館管理運営業務仕様書	P3 6 指定管理者が行う業務の範囲 オ利用料金の徴収	キャッシュレス決済を導入することで発生する手数料等の負担については指定管理者が負担する認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。

	資料名	質問箇所	質問	回答
4	なし	なし	貴市と協議し許可を頂いたうえで、施設の敷地内にコンテナ等の設置(目的外使用)をする場合、㎡あたりいくらの利用料金がかかるか参考資料などあればご教授ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の場合 前年度土地課税標準額/㎡×4/100=単価/㎡(円未満切捨) 単価/㎡×使用面積(小数点以下切上)×1.1=年額使用料(円未満切捨) ・建物の場合 前年度土地課税標準額/㎡×4/100=土地単価/㎡(円未満切捨) 前年度建物課税標準額/㎡×7.2/100=建物単価/㎡(円未満切捨) (土地単価+建物単価)×使用面積(小数点以下切上)×1.1=年額使用料(円未満切捨) <p>【参考】 R4年度土地課税標準額 10,312円/㎡ R4年度建物課税標準額 65,847円/㎡</p>